

平成24年1月23日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	北産第12号 北5三ツ屋地区農地災害復旧工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
農林歩掛の場合、冬季補正は運転手、特殊運転手以外の労務費が補正の対象となっているのでは、ないでしょうか。	
回 答	
運転手（特殊，一般），助手は補正の対象としていません。 それ以外の労務費については，補正の対象となっております。	

平成24年1月23日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	北産第12号 北5三ツ屋地区農地災害復旧工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>保留通知書の予定価格を見ますと冬季補正（労務補正）5%が全部の労務に補正対象とされてるようなのですが農地歩掛の場合、冬季補正5%は運転手、特殊運転手の労務費は、補正の対象からはずされるのでは、疑義申立てをします。</p>	
回 答	
<p>運転手（特殊，一般），助手は補正の対象としていません。 それ以外の労務費については，補正の対象となっております。</p>	